

1 令和5年度医療機能情報の報告について

- 報告項目には、変更がない限り修正が不要な項目と、前年度の実績を回答する項目がありますので、後者についても漏れなく更新してください。
- 令和5年度定期報告から、インターネット公表システムが、従来の「やまぐち医療情報ネット」から全国統一システム「医療情報ネット」に移行しています。これに伴い、直近の報告データの引継ぎを行っていますが、システムの仕様の違いにより、移行できていないデータや引継ぎが不完全なデータが発生している項目がありますので、変更のない項目についても必ず内容を確認してください。
- 報告内容は、令和6年4月から「医療情報ネット」で公表されますが、公表されるのは、「医療情報ネット」で「定期報告」又は「新規報告」を一回以上行った医療機関のみです。既存の医療機関であっても、「医療情報ネット」で定期報告を行わない限り、公表対象となりません。定期報告の期間を過ぎると、次の定期報告は約1年後となるため、必ず期限までに令和5年度定期報告を行ってください。（「医療情報ネット」のURL等は、別途お知らせします。）

2 インターネットによる医療機能情報報告での注意事項等

(1) 報告手順等について

- 厚生労働省のシステム「医療機関等情報支援システム（G-MIS: ジーミス）（<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>）」にログインし、報告を行ってください。
報告手順は県ホームページに掲載のマニュアルをご参照ください。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/14423.html>)
- G-MIS のアカウントを持っていない医療機関は、報告に先立って新規ユーザ登録申請を行ってください。（申請が集中すると、アカウント発行に時間を要する場合がありますため、早めに申請してください。）
申請方法は厚生労働省ホームページ「医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html）の「G-MIS 新規ユーザ登録申請について」をご参照ください。

(2) 地図情報の設定について

- 調査票入力画面の「1. (1) 基本情報」内にある「地図表示」により所在地の座標を設定できます。令和5年度定期報告時には「地図表示」ボタンをクリックし、表示される地図が医療機関の所在地と一致しているか確認してください。
なお、座標の登録がされていない医療機関は、所在地の地図表示がされないだけでなく、医療機関の検索機能のうち地図情報を利用した検索の対象外となります。県民の利便性向上のため、登録をお願いいたします。

3 書面による医療機能情報報告での注意事項等

- 直近の報告内容を反映した報告書を印刷しておりますので、今年度の報告に当たり、報告内容に変更等がある部分については「見え消し修正」を行うとともに、追加する項目については新たに記入を行い、提出してください。
- 「見え消し修正」については、変更等を行う項目内容に赤字で二重線を記入し、上段に赤字で変更後の内容を記入してください。（消去する場合は、取消線のみ記入してください。）

- 前年度の報告内容について見え消し修正が行われていない項目については、今年度も同じ内容として取り扱うこととします。
- インターネットでの報告を行わず、報告書を同封の返信用封筒で提出される場合は、郵送代をご負担ください。
- 報告内容に変更がない場合は、別紙様式第1号に報告書を添付して返送いただくか、別紙様式第1号に変更がない旨記入し、お知らせください。

4 インターネットによる医療機能情報報告のお願い

- 医療機能情報提供制度の効率的な運用はもとより、医療機能情報を効果的に県民・患者の方に公表するためにも、院内等でインターネットを利用できる環境が整備されている場合には、できる限りインターネットによる報告を行っていただきますよう御理解・御協力をお願いします。
- インターネットによる報告を行った場合には、書面による報告書等の提出は必要ありません。
- 「定期報告」に限らず、診療科目や診療時間等の変更による「随時報告」についても随時可能であり、公表内容の変更も速やかに対応できます。

5 その他（報告項目に関する補足説明）

(1) 診療科目、診療日及び診療時間（外来受付時間）

- 診療科目は、従来の公表システムである「やまぐち医療情報ネット」と令和6年度からの公表システムである「医療情報ネット」で定義が異なるため、一部の診療科目では一律で移行できていないものや、県で便宜的に別の診療科目名に振り分けられているものなどがありますので、報告にあたっては十分ご確認ください。

また、「医療情報ネット」では、選択肢の中から診療科目名を選択する形式のため、標榜している診療科目名と一致する選択肢がない場合があります。その場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目名を選択し、読み替えが困難な場合は、「その他（〇〇系）」「その他」を選択してください。

- 「外来受付時間」の記載もお願いします。なお、外来受付時間について特に定めのない場合は、「基本となる診療時間」と同じ時間を記載してください。

(2) 対応することができる疾患・治療内容

- 「実施」の有無については、当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに「○」を記入してください。ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」は除きます。
- 「実施件数」のうち「リハビリ領域」については、取り扱った実患者数を記入してください。（なお、実患者数の把握が困難な場合は、毎月のレセプト件数を集計してください。）
- 各領域の「一次診療」とは、一般的な疾病や軽度の外傷などに対する診断・治療を行うもので、健康管理や疾病の予防も含まれます。

(3) 昨年度からの報告項目の変更点

報告項目について、次のとおり昨年度から変更があります。

- 【3院内サービス・アメニティ】 外国人の患者の受入れ体制
（追加）「ミャンマー語」、「ベトナム語」、「ベンガル語」、「マレー語」、「ヒンディー語」、「ネパール語」、「シンハラ語」

- (追加) 「多言語音声翻訳機器を利用した対応」
(追加) 「外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備」
- 【3院内サービス・アメニティ】 障害者に対するサービス内容
(追加) 「筆談など文字による対応」、
 - 【3院内サービス・アメニティ】 車椅子等利用者に対するサービス内容
(追加) 「車椅子等利用者用駐車施設の有無」、
 - 【5診療内容、提供保健・医療・介護サービス】 対応することができる疾患・治療の内容
26) その他
(追加) 「一般不妊治療」、「生殖補助医療」
 - 【5診療内容、提供保健・医療・介護サービス】 オンライン診療実施の有無及びその内容
(追加) 「オンライン診療実施の有無」「オンライン診療の内容」
 - 【5診療内容、提供保健・医療・介護サービス】 マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報を利用した診療の実施の有無
(追加) 「マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報を利用した診療の実施の有無」
 - 【5診療内容、提供保健・医療・介護サービス】 電子処方箋の発行の可否
(追加) 「電子処方箋の発行の可否」
 - 【5診療内容、提供保健・医療・介護サービス】 地域医療連携体制
(追加) 「産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無」
 - 【7医療の実績、結果に関する事項】 医療機関の人員配置
(追加) 「管理栄養士」、「栄養士」
 - 【7医療の実績、結果に関する事項】 法令上の義務以外の医療安全対策
(追加) 「医療安全についての相談窓口の設置有無」、「医療安全管理部門の設置の有無」、「医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無」、「他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施の有無」
 - 【7医療の実績、結果に関する事項】 評価機構からの認定の有無
(追加) 一般財団法人日本品質保証機構

※その他、記入に当たっては、下記URLに掲載の「報告書記入の手引き」をご参照ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/14423.html>

※ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。